

平成22年4月7日

各位

株式会社 近畿大阪銀行

十三支店社員による不適切な投資信託販売について

このたび、誠に遺憾ながら、弊社十三支店の社員がお客さま名義の投資信託の売買を無断で行っていたことが判明いたしました。

このようなことは銀行として決してあってはならないものであり、日頃から弊社を信頼し、お取引を頂いておりますお客さま、また、地域のみなさまに対しまして、深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

平成22年4月2日（金）にお客さまから「身に覚えのない投資信託の購入の通知が届いた」とのお申し出を頂いたことがきっかけで発覚しました。

平成22年3月29日（月）に弊社十三支店の社員がお客さま宅を訪問し、お客さまと一緒にインターネットバンキングを操作してサービスを利用中のところ、自分の営業成績をあげるために無断でお客さま名義の投資信託120万円を購入しておりました。その後、ことの重大さに気付いた当該社員は、3月31日（水）に当該投資信託を解約しお客さまのご利用口座に資金を戻す操作を行っておりました。

なお、当該お客さまに対しましては既にお詫びとご説明をさせていただいております。

2. 再発防止に向けた取組み

弊社では、かねてより厳格な法令等遵守の管理態勢の整備に努めてまいりましたが、今般、かかる事態が起きたことを深く反省し、再発防止に向け、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに営業推進体制の見直し等、全社をあげて信頼回復に取り組んでまいります。

以上

本件に関するお客さま専用のお問合せ窓口は以下の通りです。

電話番号0120-860-871（専用フリーダイヤル）

受付時間月曜日～金曜日9:00～17:00